

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

危険物施設以外の場所で指定数量以上の危険物を10日以内の期間に限り、貯蔵又は取り扱いをしたい場合は、あらかじめ申請書2部及び関連図面2部を消防長に申請し、承認を受けなければなりません。

添付書類	貯蔵又は取扱場所の見取図（2部） 構造及び設備の内容を明示する図面（2部）
提出時期	貯蔵・取り扱いする前
提出者	貯蔵し又は取り扱おうとする者
受付窓口	危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取り扱う場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
手数料	西胆振行政事務組合手数料条例に基づく
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の押印が必要です。 2 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 3 提出部数は2部ずつです。 4 仮貯蔵、又は仮取扱に係る基準がありますので、事前に所轄消防署にお問い合わせください。 5 申請時に手数料を納めてください。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書を受理した場合は、その内容を審査し、火災予防上支障がないと認めるときは危険物仮貯蔵・仮取扱承認書を、支障があると認めるときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書を申請者に交付します。 2 承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい箇所に掲示板（危険物規制規則 別記様式第4号）を掲示しなければなりません。
根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第2条 消防法第10条第1項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（別記様式第1号）に、場所の位置、構造及び設備の内容を明示する図面等を添付して消防長に提出し、承認を受けなければならない。

別記様式第1号 (第2条関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書
 仮取扱

平成〇〇年〇〇月〇〇日

西胆振行政事務組合消防本部
 消防長 様

申請者
 住所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇
 (電話 〇〇-〇〇〇〇)
 氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

危険物	所有者	住所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇
		氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇
	現場管理責任者	住所	伊達市△△町△△番地△△
		氏名	△△ △△ 電話△△△-△△△△-△△△△
	危険物取扱者資格	有 (取得 平成2年11月10日、種類 乙種4類)・無	
貯蔵取扱場所		伊達市〇〇町〇〇番地〇〇	
危険物の類別名、最大数量		第4類第3石油類(絶縁油) 5,000ℓ 指定数量の2.5倍	
貯蔵取扱の目的及び方法		変圧器の修理のため、絶縁油をタンクに抜き取り保管し、修理後注入する。	
期間		平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで(10日間)	
消火設備等		第5種 粉末消火器 (6kg×2本)	
※受付欄		※経過欄	※手数料欄
		承認年月日	
		承認番号	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 貯蔵又は取扱場所の見取図を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。